

# 新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ（第23版）

令和5年5月26日現在

今年度の新型コロナウイルスワクチン接種は、1・2回目接種を完了した5歳以上すべての方が令和5年9月～12月に受けられる予定です。さらに、65歳以上の方や基礎疾患を有する方等は、令和5年9月～12月の接種に加えて、令和5年5月～8月にもう1回接種を受けることができます。

		令和4年秋開始接種 R4.10.1～R5.5.7	令和5年春開始接種 R5.5.8～8.31	令和5年秋開始接種 R5.9.1～12.31
12歳以上	65歳以上	接種対象	接種対象	接種対象
	基礎疾患を有する方		接種対象	
	医療従事者等		接種対象	
上記以外の方 ※1	接種対象外			
5歳～11歳	基礎疾患を有する方	接種対象	接種対象	
	上記以外の方 ※2	接種対象外（未接種者は継続）		

※1 健常な64歳以下 ※2 健常な5歳～11歳

## 令和5年春開始接種（赤平市内医療機関では令和5年6月～8月接種）

### ● 対象者について

1・2回目接種を完了し、前回の接種から3ヶ月以上経過した下記（①・②・③）に該当する方が対象です。

- ①65歳以上の方（接種日に65歳以上である方）
- ②12歳～64歳で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の方

### ● 接種券付き予診票について

#### ①65歳以上の方

接種券付き予診票等は令和5年5月中旬より5回目接種を終えた方から順に発送し、5月末までには対象者全員への発送を完了します。6月上旬になっても接種券付き予診票等が届かない場合は0125-32-5665へお電話ください。

接種を希望される方は予約が必要です。「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約受付を開始しています。

- ②12歳～64歳で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の方

基礎疾患を有する方で8月末までに接種をご希望される場合は

**☎ 0125 - 32 - 5665** へお電話ください。

健康づくり推進係 平日8時30分～17時00分 申請期日：令和5年7月14日（金）まで

お申し出があった方に接種券付き予診票等を郵送いたします。

- 予約受付電話番号やURLは接種券付き予診票送付時にお知らせいたします。
- 使用するワクチンは、前回までの接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、モデルナ社製の2価（起源株/オミクロン株BA.4/5）ワクチンを使用します。
- 接種場所は、平岸病院・佐々木内科クリニック・あかびら市立病院の3ヶ所です。

## 小児（5歳～11歳）のオミクロン株対応2価ワクチン接種

- 1・2回目接種を完了し、前回の接種から3ヶ月以上経過した5歳～11歳が対象で、オミクロン株対応ワクチンを接種できるのは一人1回限りです。ただし、基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方は、さらにもう1回オミクロン株対応ワクチン接種を受けることが可能です。「基礎疾患を有する方」の範囲については、赤平市のホームページをご覧ください。健康づくり推進係（0125-32-5665）へお問い合わせください。
- 使用するワクチンはファイザー社製の5歳～11歳用（小児用）のオミクロン株対応2価ワクチンです。
- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能です。前回同様、電話またはネットで予約してください。予約受付電話番号やURLは接種券付き予診票送付時にお知らせします。
- 対象の方で接種をご希望の場合は、接種券付き予診票等を郵送いたしますので、健康づくり推進係（0125-32-5665）へお電話ください。

## 乳幼児（生後6ヶ月～4歳）の新型コロナウイルスワクチン接種

- 赤平市では、令和4年11月から生後6ヶ月～4歳の希望者に新型コロナワクチン接種を開始していますが、接種事業が延長となり令和5年4月以降も接種が可能となりました。接種を希望される方には接種券付き予診票等を郵送いたしますので、健康づくり推進係（0125-32-5665）へお電話ください。
- 使用するワクチンはファイザー社製の6ヶ月～4歳用（乳幼児用）のワクチン（オミクロン株対応ワクチンではありません）で、合計3回接種します。1回目接種後、3週間あけて2回目を受け、2回目接種後、8週間あけて3回目を受けます。接種日が月1回と限定されているため、接種をご希望の場合は、設定されている日時にご都合を合わせていただき、お早めに予約をお願いいたします。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種前後に他の予防接種を受ける場合は2週間以上の間隔をおいてください。ただし、インフルエンザワクチンは間隔をあげなくても接種が可能です。

※新型コロナワクチンは重症化予防が目的とされています。新型コロナウイルスに感染した場合でも、小児・乳幼児が重症化するのをごくまれといわれています。ワクチンを受けることの効果と副反応や中長期的な健康被害等のリスクを慎重に考慮し接種を判断してください。

## ワクチンは強制ではありません！ワクチン差別をなくしましょう！

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。ワクチン接種には、その効果の他にさまざまなリスクもあります。新型コロナウイルス感染症の現状（主な症状、重症化のリスク等）や、ワクチンの効果、感染した場合のご自身の重症化リスク等に対し、ワクチンを接種した場合の副反応等のリスクを十分考慮し、ワクチン接種の必要性を本人（保護者）が決定してください。

ワクチン接種は、職場や施設、地域等、周囲から強制してはいけません。ワクチンを受けないこと、もしくは受けたことにより、差別的な扱い（ワクチンを▲回接種していないと、会社では雇わない・施設に入所できない・地域の集会に呼ばない、会社・学校・グループでワクチン接種の有無を確認する等）を受けることがあってはいけません。

## 予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課  
新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）  
電話番号 0125-32-5665  
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp>

